



《所得税法第8条における中华民国源泉所得の認定原則》の改正

「所得税法第8条における中华民国源泉所得の認定原則」第15点の1及び「源泉徴収義務者が外国営利事業者に対して役務報酬或いは事業所得を支払う場合の適用純利益率の査定申請に関する作業要点」が2021年12月16日に改正され、即日より発効しました。この改正により、源泉徴収義務者が自ら純利益率の申請が出来るようになりました。

所得税法第8条における中华民国源泉所得の認定原則第15点の1

中华民国国内に固定営業場所及び営業代理人を有しない外国営利事業者が本法第8条第3号規定の役務報酬又は第9号規定の事業所得を取得した場合、収益の取得前に、関連証明書類を添付して税務機関に適用の純利益率及び国内利益寄与度の査定を申請し、査定を受けた純利益率及び寄与度により所得額を計算し、本法に基づき申告納税する、又は源泉徴収義務者が給付の際に規定の源泉率に基づき税額を源泉徴収することができる。

源泉徴収義務者が前項に規定する外国営利事業者に中华民国源泉所得を支払い、当該中华民国源泉所得に対する源泉徴収税を実際に負担することの関連証明を提示できる場合、当該所得を支払う前に、関連証明書類を添付し、税務当局に適用する純利益率の査定を申請し、当該純利益率に基づいて所得額を計算し、規定の源泉徴収率により源泉徴収を行うことができる。

源泉徴収義務者が外国営利事業者に対して役務報酬或いは事業所得を支払う場合の適用純利益率の査定申請に関する作業要点

- 一、 中华民国国内に固定営業場所及び営業代理人を有しない外国営利事業者(以下、外国営利事業者)が、所得税法第8条第3項に規定の役務報酬又は第9号規定の事業所得を取得し、且つその所得が同法第88条規定の源泉徴収の範囲に属する場合、源泉徴収義務者は所得税法第8条における中华民国源泉所得の認定原則第15点の1第2項規定により、中华民国の源泉所得支払前に関連証明書類を添付し、税務当局に適用する純利益率の査定を申請し、当該純利益率に基づいて所得額を計算し、規定の源泉徴収率により源泉徴収を行うことができる。
- 二、 前述規定の申請者が源泉徴収義務者の場合、取扱い税務当局は源泉徴収義務者の所在地の国税局とする。
- 三、 純利益率の査定方法

源泉徴収義務者が第1点に記載の中华民国源泉所得を支払う場合、以下の規定によりその純利益率を査定する。

- (一) 税務当局が外国営利事業者の主要営業項目を査定するために、契約書、外国営利事業者の主要営業項目及び証明するに足る文書を提示することが出来る場合、当該主要営業項目に適用される同業者利益水準による純利益率で査定する。

(二) 実際の純利益率が、前号規定により査定された純利益率より高いことを税務当局が発見した場合、調査で入手した資料に基づき査定する。

四. 添付が必要な証明書類

(一) 実際に負担した第一点に記載の中華民国源泉所得の源泉所得税関連証明書類

(二) 署名され、すでに発効した契約書(中国語訳を含む)

(三) 外国営利事業者の営業内容の説明

(四) 外国営利事業者の主要営業項目の証明書類

五. 所得税課徴規定

源泉徴収義務者が第1点に記載された中華民国源泉所得を支払い、第3点の規定により査定された純利益率に従って所得額を計算する場合、所得税法第88条の規定に基づき、規定の源泉徴収税率で源泉徴収を行う。

を軽減することが可能となります。但し、源泉徴収義務者は、外国営利事業者に対する報酬の支払前に、国税局に申請を提出し、査定された純利益率及び寄与度に基づいて所得額を計算し、源泉徴収を行わなければならないことに留意する必要があります。

KPMG Observations KPMGの観点

中華民国国内に固定営業場所及び営業代理人を有しない外国営利事業者が中華民国を源泉とする役務報酬及び事業所得を取得した場合、収益の取得前に、関連証明書類を添付して税務機関に適用の純利益率及び国内利益寄与度の査定を申請することができます。従前規定ではこの申請は外国営利事業者が行うとされていました。

但し、実務上、当該所得の源泉徴収税を国内の買手が負担すると契約に約定されることがよくあり、外国営利事業者の授權書を取得できない場合には適用申請を代行することができませんでした。今回の改正では、外国営利事業者の授權書を添付することなく、源泉徴収義務者が実際に源泉徴収義務を負担することを証明する関連書類を提出し、自ら申請することが可能となりました。これにより、国内買手の源泉徴収の負担

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8758 9980 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 28758 9751 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8758 9927 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾